Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内　ご検討・お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」※をおすすめしています。

※Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

スマホなどから

右記コードを読み取り、アクセスしてください

<しおり・約款用>

パソコンなどから

① 第一フロンティア生命ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）にアクセスし、「ご契約者向けサービス・お手続き」をクリック

② 「Web版ご契約のしおり・約款」をクリック

③ 検索番号「05730」を指定し、検索するをクリック

*冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。
金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。

くわしくは、左記コードからご確認ください。

第一フロンティア生命の「お客さま第一の業務運営方針」

お客さま一人ひとりの「幸せ」を想い、その人生に寄り添う最良のパートナーとして選ばれ続けるため、Daiichi Lifeグループの「お客さま第一の業務運営方針」に基づき、取組みを推進していきます。

くわしくは、左記コードからご確認ください。

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先［第一フロンティア生命0120-876-126］までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。

●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

［募集代理店］

［引受保険会社］

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー
ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル　**0120-876-126**
営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'26年10月版

㊎B26F5029（2026.06.26）　F8843-01　'26年9月作成　リ

2026年10月版

Face to Face

第一フロンティア生命の終身保険

しんきん らいふ終身DF

プレミアレシーブ3

定期積立金付積立利率変動型終身保険（26）（通貨指定型）

米ドル建　豪ドル建　円建

うけとる　自分でうけとって、上手につかいたい



のこす　大切なご家族に、スムーズにのこしたい



「うけとる」「のこす」の2つの願いがかなります。



さらに、「うけとる」楽しみを2つのプラン

- 定期支払プラン　毎年、受け取る
- 定期積立プラン　好きなときに、受け取る

から選択できます。

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

⚠
- ●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- ●為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

商品紹介動画配信中です!

一時払終身保険のお申込みは当金庫へ

この街と生きていく
SHINKIN 信用金庫

［引受保険会社］
第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

1.この商品は、預金保険制度の対象ではありません。2.この商品は、預金と異なり元本の保証はありません。

プレミアレシーブ3 なら「うけとる」「のこす」の両方の願いがかないます!

うけとる

「毎年」か「好きなとき」か
うけとるタイミングをえらべます。



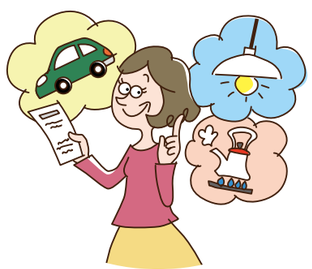
定期支払プラン



毎年
決まった時期に
うけとって
つかいたいわ

<活用イメージ>

- 公共料金・税金などの決まった支払いに
- 公的年金の上乗せに
- 子や孫への毎年のプレゼントに





定期積立プラ　ン

好きなときに
引き出して
つかいたいな



<活用イメージ>

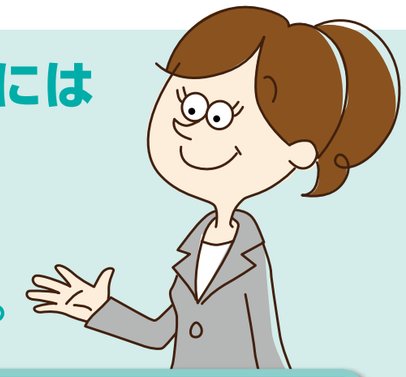
- 旅行などの趣味に
- 住宅リフォームに
- 子の結婚資金や、孫の進学　資金などに





のこす

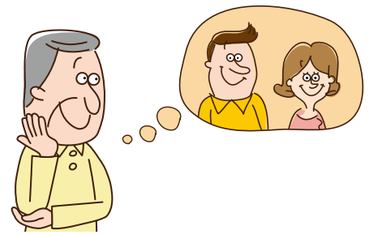
万一のときには
ご家族に
スムーズに
のこせます。



<生命保険を活用した3つの相続準備>

- のこしたい人に
 のこせます

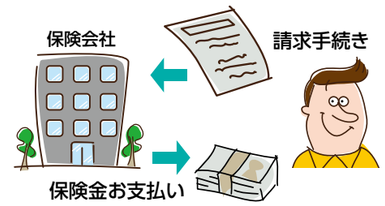
 死亡保険金は
 受取人固有の財産となります。



*相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。

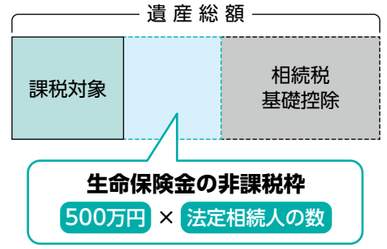
- 保険金はスムーズに
 現金化できます

 当面の生活費や**納税資金**
 などの準備ができます。



- 生命保険金の非課税枠を
 活用できます

 死亡保険金は
 一定額までが**非課税**となり、
 相続税の軽減が期待できます。



*契約者（=保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。▶P42

この商品には、　2つのプラン（定期支払プラン・定期積立プラン）があります。

毎年、指定通貨建で一定額の定期支　払金を受け取れるプランです。

*「定期支払特則」を適用しているご契約を「定期支払プラン」とよびます。ご契約後、プランの変更はできません。

うけとる

毎年　決まった時期に　一生涯

定期支払金を受け取れます。

定期支払金額は、指定通貨建で積立利率保証期間中、一定です。

定期支払金額 ＝ 基本保険金額（一時払保険料） × 定期積立率



*定期支払金は、契約日から起算して1年経過以後、毎年の年単位の契約応当日に被保険者が生存している場合、定期支払金受取人にお支払いします。毎年、一生涯にわたってお受け取りいただけます。

*定期積立率は、契約日（または積立利率保証期間更新日）の積立利率に応じて、性・年齢・積立利率保証期間別に定めます。

のこす

死亡保険金額は、指定通貨建で一時払保険料以上となります。

外貨建の場合、円貨でもお受け取りいただけます。

⚠ 円建での保証はありません。



*死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、その分の金額が差し引かれるものではありません。

定期支払金の受取時（外貨建の場合）
・定期支払金のお受取りごとに、**指定通貨または円貨を選択できます。**
・円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに**為替手数料　はかかりません。**　⚠ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

しくみ図（イメージ）

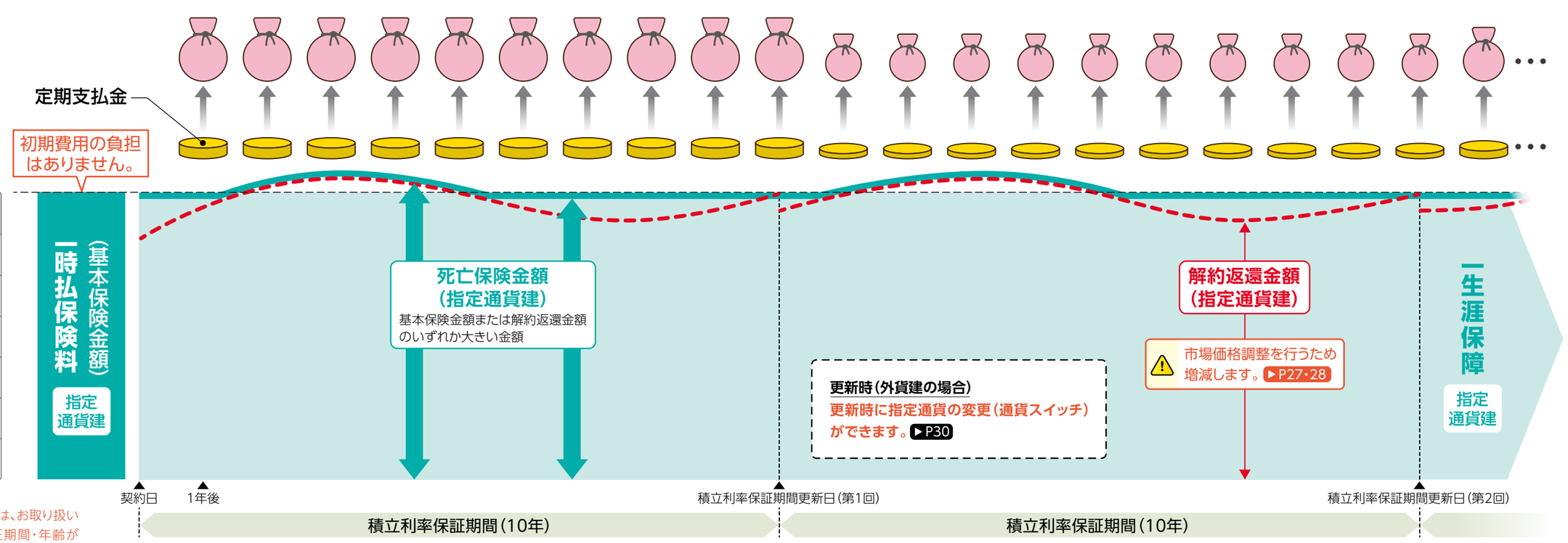
積立利率保証期間10年を選択した場合

ご加入時の告知は不要です。

通貨・積立利率保証期間を選択できます。

指定通貨	積立利率保証期間	契約年齢
米ドル	10年	0歳～90歳
	30年	0歳～75歳
豪ドル	10年	0歳～90歳
	20年	0歳～80歳
円	10年	0歳～90歳
	30年	0歳～75歳

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・積立利率保証期間・年齢があります。



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。　*契約年齢ごとの更新の回数については▶P23をご参照ください。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動　などによって損失が生じるおそれがあります。▶P31～34

定期積立プラン　毎年、指定通貨建で一定額を積み立　てながら、いつでも引き出しできるプランです。

*「定期支払特則」を適用していないご契約を「定期積立プラン」とよびます。ご契約後、プランの変更はできません。

うけとる　毎年、定期積立金を積み立て所定の利率でふやします。

定期積立金額は、
指定通貨建で積立利率保証期間中、一定です。

定期積立金額 ＝ 基本保険金額（一時払保険料） × 定期積立率

*定期積立金は、契約日から起算して1年経過以後、毎年の年単位の契約応当日が到来した時に、毎年、一生涯にわたって積み立てられます。

*定期積立率は、契約日（または積立利率保証期間更新日）の積立利率に応じて、性・年齢・積立利率保証期間別に定めます。

お好きな　タイミングで　何度でも　引き出せます。

● **一部引出し、　全部引出しができます。**

引出しの最低金額は　以下のとおりです。

	一部引出し			全部引出し
指定通貨	米ドル	豪ドル	円	
引出最低金額	500米ドル	500豪ドル	5万円	制限なし

● **引出し回数　に制限はありません。**

*引出しは初回の定期積立　金の積立て後（契約日から1年経過以後）に可能です。

*累計定期積立金の引出　しのお手続き方法は▶P8をご参照ください。

のこす　死亡保険金額は、指定通貨建で一時払保険料以上となります。

外貨建の場合、
円貨でもお受け取りいただけます。

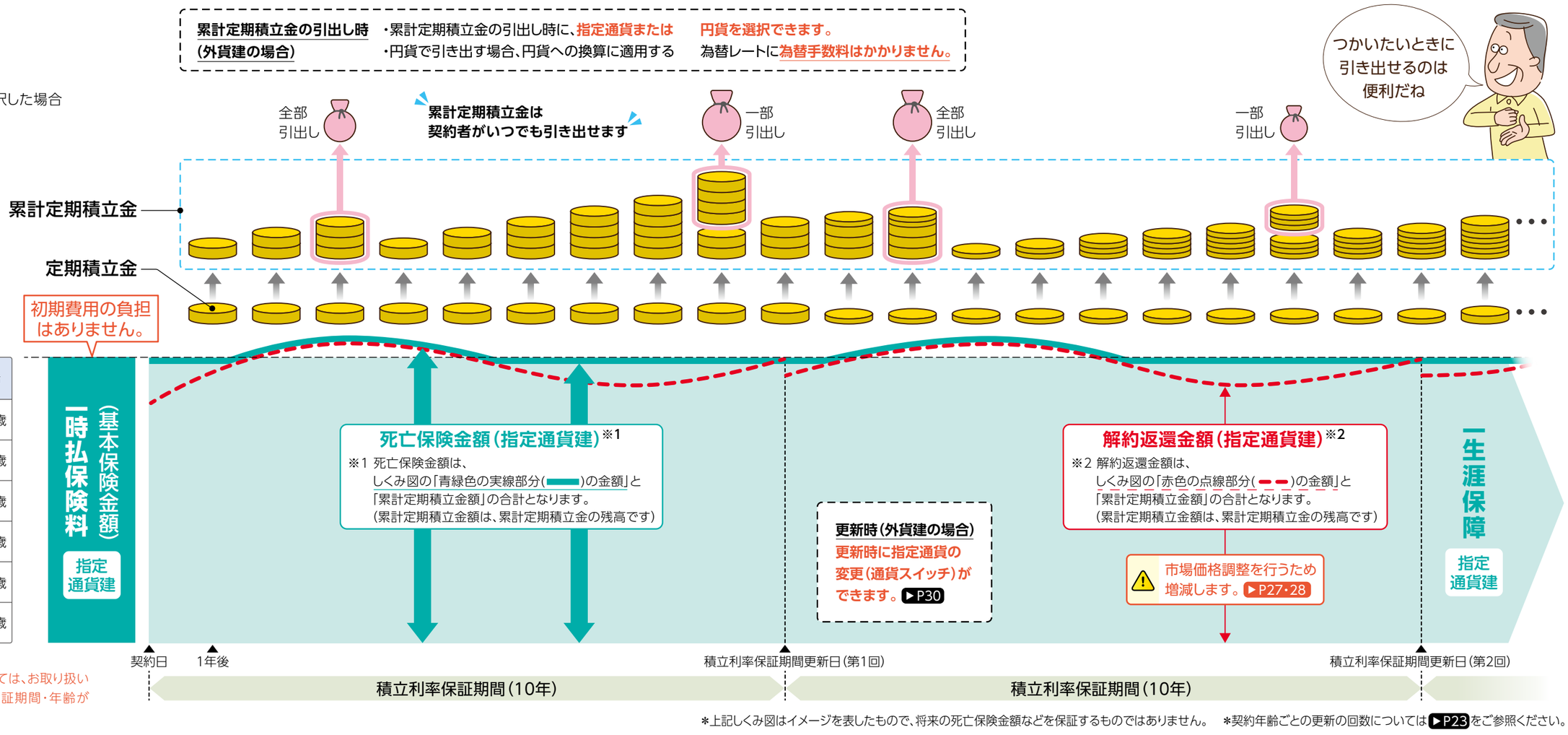
⚠ 円建での保証はありません。

*被保険者が死亡されたときに累計定期積立金がある場合、死亡保険金としてお受け取りいただけます。

累計定期積立金の引出し時（外貨建の場合）
・累計定期積立金の引出し時に、**指定通貨または円貨を選択できます。**
・円貨で引き出す場合、円貨への換算に適用する為替レートに**為替手数料はかかりません。**

しくみ図（イメージ）

積立利率保証期間10年を選択した場合



ご加入時の告知は不要です。

通貨・積立利率保証期間を選択できます。

指定通貨	積立利率保証期間	契約年齢
米ドル	10年	0歳～90歳
	30年	0歳～75歳
豪ドル	10年	0歳～90歳
	20年	0歳～80歳
円	10年	0歳～90歳
	30年	0歳～75歳

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・積立利率保証期間・年齢があります。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。　*契約年齢ごとの更新の回数については▶P23をご参照ください。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動　などによって損失が生じるおそれがあります。▶P31～34

定期支払プラン・定期積立プラン 積立利率保証期間更新時の取扱い

積立利率および定期積立率の見直し（更新）

- 積立利率保証期間更新日に、積立利率および定期積立率が見直し（更新）されます。
- 更新後の定期支払金額または定期積立金額は、それぞれ指定通貨建で積立利率保証期間中※、一定です。

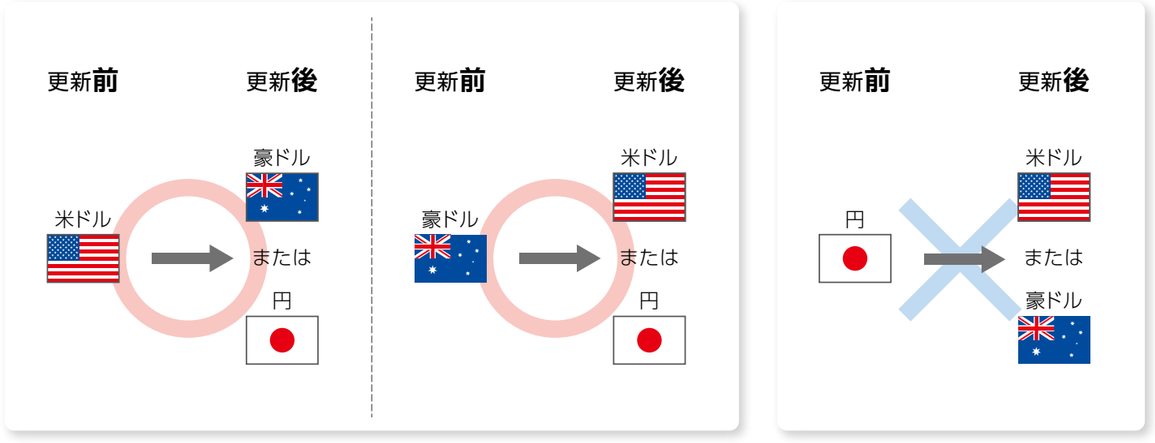
※積立利率保証期間の更新が最終となる場合、更新後の積立利率保証期間は終身となります。

⚠
・更新後の積立利率および定期積立率は更新前より変動（増減）することがあります。
・市場金利の低下などにより更新後の積立利率が更新前より下がった場合、定期支払金額・定期積立金額が減少することがあります。

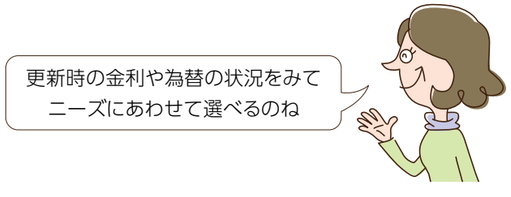
指定通貨の変更（通貨スイッチ ▶P30）

- ご契約者からのお申出がない限り、更新前と同じ指定通貨で更新されます。
- 指定通貨が外貨の場合、ご契約者からのお申出により、更新時に指定通貨を変更することもできます（最終の更新時を除き、変更前と変更後の積立利率保証期間が同一となる場合のみ取り扱います）。
- 定期積立プランで指定通貨を変更した場合、累計定期積立金の通貨も同時に変更されます。▶P30

変更できるパターン	変更できないパターン







*更新の2ヵ月前にご契約者さま宛に「積立利率保証期間更新のご案内」を発送します。▶P14
*指定通貨を変更する場合は、積立利率保証期間更新日の前日までにお手続きください。

⚠ 最終の積立利率保証期間更新日（▶P23）後は、指定通貨の変更は取り扱いません。

定期積立プラン 累計定期積立金の引出しについて



累計定期積立金をお引き出しいただく際の流れは、以下のとおりです。

❶累計定期積立金の引出しのお手続き

<第一フロンティア生命マイページ（以下、マイページ）でのお手続きの場合>

マイページでお手続きいただけます

<書面でのお手続きの場合>

電話によるお申出 ▶ 請求書到着後、必要事項を記入 ▶ 必要書類を返送

❷指定口座への振込み

お手続き	口座入金予定日
マイページ	原則、お手続きが完了した翌営業日 *お手続きの時間によっては、異なる場合があります。
書面	原則、第一フロンティア生命で請求書の受付が完了した翌営業日

*お受取金融機関によって異なる場合があります。
*土日、祝日、年末年始などの休日にマイページでお手続きされた場合、お手続きの完了は翌営業日となります。

外貨建のご契約で
円貨でお引出しの場合、
円貨への換算に適用する
為替レートに
為替手数料はかかりません。



❸「お支払明細」のお届け

- 累計定期積立金のお引出し後、引出し額などをお知らせします。
- 第一フロンティア生命で受付が完了した日の翌営業日に発送します。

<見本>



累計定期積立金の残高は「**ご契約内容のお知らせ**」でご案内します。
・**マイページ**
・**お客さまサービスセンターへのお電話**　でもご確認いただけます。

お電話の場合、契約者ご本人さまよりお問い合わせください。



定期支払金のお受取りの際にお届けする書類　などについて（定期支払金受取人が契約者の場合）

＊以下のサービス・書類イメージは2026年10月現在のものであり、将来変更される場合があります。

＊P9・10における「契約応当日」はすべて「年単位の契約応当日」をさします。

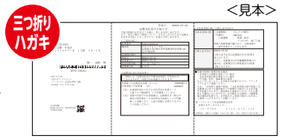
保険期間中

毎年の契約応当日の1～2ヵ月前に発送

❶定期支払金のお知らせ

定期支払金のお支払内容、支払金受取口座、口座入金予定日などをお知らせします。

<見本>



受取口座の変更や**受取通貨の変更**※1には、契約応当日までに以下のお手続きが必要です。

電話による お申出 ▶ 請求書到着後、必要事項を記入※2 ▶ 必要書類を返送

※1 受取通貨の変更は、指定通貨に米ドルまたは豪ドルを選択されている場合のみ可能です。
※2 請求書に印字されたコードを読み込み、ウェブ上でお手続きを完了させることもできます。

毎年の契約応当日

定期支払金の指定口座への振込み

口座入金予定日は、以下のとおりです。

指定通貨	口座入金予定日
外貨	原則、契約応当日の2営業日後
円	契約応当日の当日 （契約応当日または口座入金予定日が金融機関休業日の場合は、上記の1営業日後となります）

＊お受取金融機関によって異なる場合があります。

毎年の契約応当日の翌営業日に発送

❷お支払明細

定期支払金のお支払い後、お支払額などをお知らせします。

<見本>

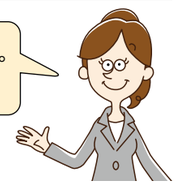


更新の2ヵ月前に発送

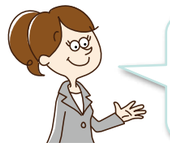
❸積立利率保証期間更新のご案内

●更新後の保障内容（試算）
●（外貨建の場合）更新時に指定通貨を変更する場合の必要事項
などについてお知らせします。

各種お手続きのうち一部は『**第一フロンティア生命マイページ**』でもお手続き可能です。
くわしくは ▶P14 をご参照ください。



❶「定期支払金のお知らせ」が届いたら…（外貨建の場合）



外貨建の場合、毎年の定期支払金のお受取りごとに、
「円で受け取るか」「外貨のまま受け取るか」の選択ができます。
❶**「定期支払金のお知らせ」**に記載の2つの金額を確認しましょう。

「定期支払金のお知らせ」ハガキ

指定通貨建での定期支払金額	●,●●●米ドル
円貨受取での試算額	■■■,■■■円

契約時（または更新時）に確定

本お知らせ作成日の為替レートで円換算
＊「定期支払金の円貨支払特約」が付加されていない場合でも、円貨受取での試算額が表示されます。

「円で受け取るか」、「外貨のまま受け取るか」の参考にできます

⚠ 実際の円貨でのお受取額は、「契約応当日」に円換算した金額となります。



なお、受取通貨の変更には契約応当日までに左ページ❶に記載のお手続きが必要です。

❷「お支払明細」が届いたら…

「お支払明細」（抜粋）　＊契約者 ＝ 定期支払金受取人の場合の例

作成日 XXXX年 XX月 XX日

お支払明細　第一フロンティア生命保険株式会社

お手続事由	定期支払金のお支払い	お手続日	○○○○年 ○月○○日
証券番号	○○○○○-○○○○○-○○	契約日	○○○○年 ○月○○日
保険種類	定期積立金付積立利率変動型終身保険（26）（通貨指定型）		
契約者	第一 太郎　様	被保険者	第一 太郎　様

お支払内訳（単位：円　）

定期支払金	■■■,■■■
差引お支払額	■■■,■■■

【送金先口座】
（金融機関名）○○○○銀行
（店舗名）　○○支店

ﾀﾞｲｲﾁ ﾀﾛｳ 様ご口座

※個人情報保護の観点から、口座番号等、情報の一部を非表示としております。
※口座入金予定日は通常、通知作成日の2営業日以内です。

確定申告書記入時に使用する金額
＊「収入金額」　■■■,■■■円
＊「必要経費等」　▲▲▲,▲▲▲円

お受取金額をご確認ください。

確定申告書の「雑所得」欄には、この金額を転記してください。

＊上記金額は、『第一フロンティア生命マイページ』でもご確認できます。▶P14

⚠ 定期支払金お受取時の税務の取扱いについて、くわしくは ▶P41～45 をご参照ください。

定期支払金の受取り、累計定期積立金の引出し時の　税務 ▶P41～45

定期支払プラン　定期支払金の受取り（定期支払金受取人が契約者の場合）

所得税（雑所得）＋ 住民税 の対象となります。

雑所得の課税対象額 ＝ **定期支払金額** － **必要経費**

必要経費の計算

必要経費 ＝ 定期支払金額 × 必要経費率 $\left(= \dfrac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{基本保険金額}^{※1} + \text{定期支払金受取予定総額}^{※2}} \right)$

※1 指定通貨が外貨の場合、第1回の定期積立日における為替レート（TTM）で円換算した金額となります。
※2 第1回の定期支払金額および第1回の定期積立日における性・年齢に応じた平均余命を用いて算出します。
＊必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。
＊2回目以降の定期支払金受取時の必要経費の計算の際にも、第1回と同じ必要経費率を使います。
＊「定期積立日」とは、毎年の年単位の契約応当日のことをいいます。

計算例

＜前提＞ 外貨建、女性、70歳（契約年齢）、
一時払保険料（基本保険金額）の円換算額：1,000万円、定期支払金額の円換算額※3：30万円
（受取開始年齢：71歳、その時点の余命年数：14年）

＊減額はしていないものとします。
※3 為替相場の変動により、実際の定期支払金額の円換算額は毎回変動しますが、この計算例においては一定と仮定します。



必要経費 ＝ 定期支払金額の円換算額 **300,000円** × 必要経費率 **0.71** ＝ **213,000円**

必要経費率 **0.71** ＝ $\dfrac{\text{一時払保険料の円換算額 } \mathbf{1{,}000}\text{万円}}{\text{基本保険金額の円換算額 } \mathbf{1{,}000}\text{万円} + \left(\text{定期支払金額の円換算額 } \mathbf{300{,}000}\text{円} \times \text{被保険者の余命年数 } \mathbf{14}\text{年} \right)}$

＊余命年数については ▶P45 をご参照ください。

＊定期支払金受取人が契約者以外の場合は、贈与税の課税対象となります。 ▶P42

定期積立プラン　累計定期積立金の引出し

所得税（一時所得）＋ 住民税 の対象となります。

一時所得の課税対象額 ＝ ［ **引き出した額** － **必要経費** － **特別控除**※4 **（50万円）** ］ × $\dfrac{1}{2}$

※4 他の一時所得と合算して
年間50万円限度の特別控除があります。

必要経費の計算

必要経費 ＝ 累計定期積立金から引き出した額に相当する保険料
（上限：一時払保険料 － 過去に一時所得の必要経費とした金額）

計算例

＜前提＞ 外貨建、一時払保険料（基本保険金額）の円換算額：1,000万円、定期積立金額の円換算額※5：30万円
累計定期積立金から引き出した額　初回：30万円、2回目：30万円、3回目以降も任意の金額で引出し

※5 為替相場の変動により、実際の定期積立金額の円換算額は毎回変動しますが、この計算例においては一定と仮定します。

- 【初回】累計定期積立金から30万円引き出し　**必要経費** ＝ **30万円**
 累計定期積立金から引き出した額の合計が一時払保険料に達するまでは、
 必要経費 ＝ 引出し額
- 【2回目】累計定期積立金から30万円引き出し　**必要経費** ＝ **30万円**
 累計定期積立金から引き出した額の合計が一時払保険料に達するまでは、
 必要経費 ＝ 引出し額
- ⋮
- 合計で1,000万円（一時払保険料の円換算額）を超えて引き出した場合　**必要経費** ＝ **0万円**
 累計定期積立金から引き出した額の合計が一時払保険料に達してからは、
 必要経費 **0万円** ＝ 一時払保険料の円換算額 **1,000万円** － 過去に一時所得の必要経費とした金額 **1,000万円**

ポイント



課税されない場合
累計定期積立金から引き出した額の合計が一時払保険料を超えるまでは課税されません。

課税される場合
累計定期積立金から引き出した額の合計と一時払保険料の**差額部分が課税対象**となります。

［イメージ］
累計定期積立金から引き出した額の合計が一時払保険料以下の場合

累計定期積立金から引き出した額の合計	一時払保険料

累計定期積立金から引き出した額の合計が一時払保険料を超えた場合

累計定期積立金から引き出した額の合計	差額	一時払保険料

＊基本保険金額の減額があった場合は、上記と異なります。 ▶P42　＊定期積立金を毎年積み立てる際には、課税されません。

定期支払金の受取り後や累計定期積立金の引出し後に解約した場合、「解約返還金額 － 必要経費※6」が所得税（一時所得）＋ 住民税の対象となります。
※6 一時払保険料から、「それまでに受け取った定期支払金額」「累計定期積立金からそれまでに引き出した額」などに対する必要経費相当額を差し引いた額 ▶P42～45

＊ここに記載の税務のお取扱いは2026年6月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
＊所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご留意ください。



定期支払プラン

こんなこともできます!

定期支払金の贈与

● ご契約者以外の方を定期支払金受取人に指定することで、
大切なご家族に定期支払金を贈与できます。

・契約者以外で、定期支払金受取人を指定できる範囲は、被保険者、
被保険者の配偶者または3親等内の姻族もしくは6親等内の血族です。

*定期支払金受取人は1名のみご指定できます。また、被保険者の同意を得て、契約者がいつでも変更できます。

*契約者と被保険者が別人の場合は、契約者または被保険者のみ指定可能です。

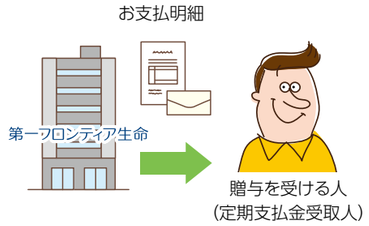


● 定期支払金受取人が契約者と別人の場合、
受け取る定期支払金は贈与税の課税対象となります。

・贈与税の課税方式には、「暦年課税」「相続時精算課税」があり、それぞれ年間110万円までの
基礎控除があります。

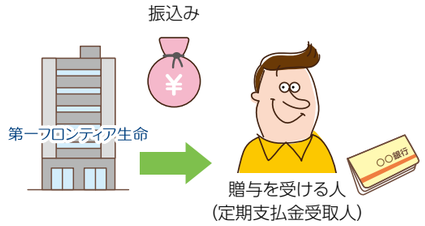
[ご参考]生命保険を活用すれば、贈与のたびに面倒な手続きを行う必要はありません。

一般的な生前贈与では、贈与のつど贈与契約書を作成する必要がありますが、生命保険を活用すれば贈与契約書の作成は必要ありません。



第一フロンティア生命が発行する「お支払明細」を「贈与の記録」として利用できます。

一般的な生前贈与では、毎年振込手続きを行う必要がありますが、生命保険を活用すればその必要はありません。



毎年、決まった時期に第一フロンティア生命が定期支払金受取人の口座に振り込みます。

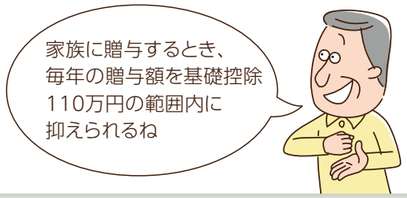
*定期支払金受取人が契約者以外の場合、ご契約後に定期支払金受取口座の登録手続きが必要となります。

「定期支払金の上限額」の設定 *「定期支払金の上限額設定特約」を付加した場合

● 定期支払金(の円換算額)の上限額を設定できます(10万円以上、1万円単位)。

・外貨建の場合、為替などによる定期支払金額の変動を抑えることができます。

● 上限額を超えた金額は、円貨で繰り越し、
翌年以降に上限額を下回った場合に充当します。





ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／契約内容のご案内／生命保険料控除証明書／お手続きガイド　など
*通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

保険期間中

ご契約内容のお知らせ
*「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

定期支払金のお知らせ ▶P9・10
*定期支払プランの場合、毎年の年単位の契約応当日の1～2ヵ月前に定期支払金のお支払内容、受取口座、口座入金予定日などを定期支払金受取人さまにお知らせします。

お支払明細 ▶P8～10
*定期支払プランの場合、毎年の年単位の契約応当日の翌営業日に定期支払金受取人さま宛に発送します。
*定期積立プランの場合、累計定期積立金のお引出し後、契約者さま宛に発送します。

更新時

積立利率保証期間更新のご案内
*積立利率保証期間更新の2ヵ月前に契約者さま宛に発送します。

各種手続き完了時

お手続きの完了通知
*各種お手続き(ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など)の完了後に、お手続きの結果をお知らせします。



第一フロンティア生命マイページ

登録カンタン! ネットで便利! ラクラク手続き♬

ご利用登録をおすすめします!

こんなときに便利!



ご登録方法



保険証券に同封の「『第一フロンティア生命マイページ』登録のご案内」をご確認ください。
*ご登録には「契約者さまご自身のメールアドレス」が必要となります。

【マイページでできること】

- **ご契約内容の確認**
- **直近の解約返還金額の確認**
- **解約のお手続き**
- **運用期間満了時の年金原資額の一括受取・年金受取・繰延べのお手続き**
- **住所・電話番号の変更**
- **生命保険料控除証明書・保険証券の再発行、各種お手続き書類のお取り寄せ　など**

*商品やご契約内容によりできないお手続きがあります。

定期的に契約者さま宛に郵送している「ご契約状況(内容)のお知らせ」はマイページ上でも確認いただけます。
*マイページから郵送停止のお手続きもできます。

【ご利用可能時間】

祝日・年末年始などの休日を含めて以下の時間帯です。

月曜日～土曜日　8:00～24:00
日曜日　8:00～20:00

*臨時メンテナンスなどによりご利用可能時間が変更になる場合があります。

*上記の送付書類およびサービス内容などについては2026年10月現在のものであり、将来変更する場合があります。

フロンティアの ご家族安心サポート

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族（保険契約者代理人）が契約の諸手続きや契約内容の確認を行うことができるサービスです。

フロンティアの ご家族安心サポート

保険契約者代理特約 ＋ **契約内容ご案内制度**

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、または
それに準ずる状態と判断される場合は、
「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。
＊一部、代理人ができないお手続きがあります。

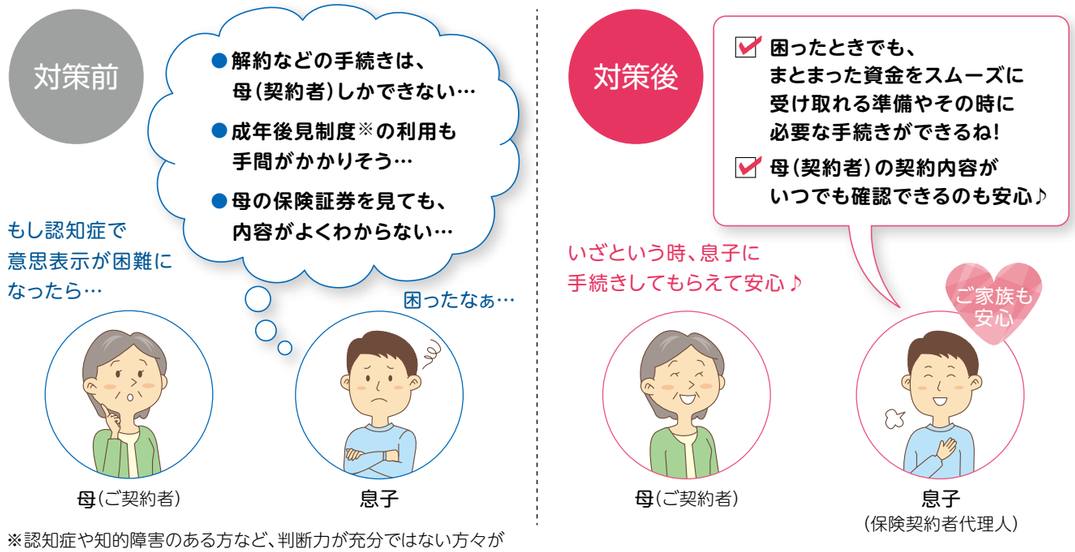
ご契約内容について、
「保険契約者代理人」がいつでも照会できます。

●ご家族（保険契約者代理人）がご契約者に代わって、お手続きや契約内容の確認を行えるよう、ご契約者への「保険証券」送付と同じタイミングで、ご家族（保険契約者代理人）にも契約内容を郵送でお知らせすることで、契約内容を共有します。

⚠
・契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。
・第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族（保険契約者代理人）に事前にお伝えください。

●本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。＊所定のお手続きが必要です。

たとえば、母（ご契約者）が認知症で意思表示が困難な状況に・・・



※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が
不利益を被らないように、その方を援助してくれる方（成年後見人）を付け、法律的に支援する制度です。

本商品において、保険契約者代理人ができる主なお手続き例

（お手続きにあたり一部条件がある場合があります。）

●**定期支払金受取人の変更** ・・・定期支払金受取人を契約者に変更する場合に限ります。
●**定期支払金の受取口座の変更** ・・・契約者ご本人口座または保険契約者代理人口座（契約者の子に限ります）に変更できます。
●**定期支払金の受取通貨の変更**　●**累計定期積立金の引出し**
●**積立利率保証期間更新時のお手続き（通貨スイッチ）**
●**解約・減額**　●**届出住所・連絡先の変更、保険証券の再発行**　など

＊契約者が死亡保険金受取人として指定されている場合に限り、死亡保険金の受取り手続きができます。
⚠ 契約者・死亡保険金受取人・保険契約者代理人の変更などは、代理人がお手続きすることができません。

＊本商品を含む、全ての第一フロンティア生命商品に関する内容となります。

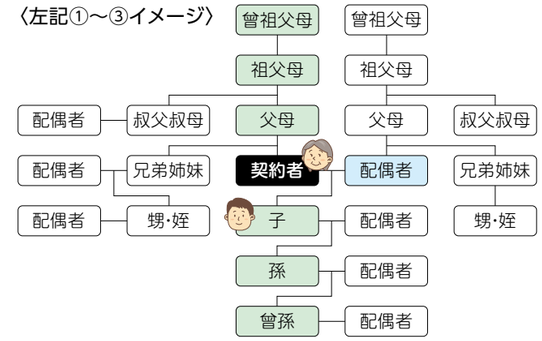
保険契約者代理特約 について

保険契約者代理人は、ご契約者※1が被保険者の同意※2を得て、以下の範囲内から1人指定できます。

※1 年金支払に移行後は、年金の受取人とします。（以下同じ）　※2 被保険者の死亡後はこれを要しません。

① 契約者の配偶者　② 契約者の直系血族
③ 契約者の3親等内の親族

〈左記①～③イメージ〉



上記①～③以外で、
第一フロンティア生命が認めた以下の方
④ 契約者と同居しまたは生計を一にしている方
⑤ 契約者の財産管理を行なっている方
⑥ 被保険者
⑦ 保険金などの受取人
⑧ 上記④⑤⑥⑦と同等の関係がある方

保険契約者代理人による代理手続きの流れは、以下のとおりです。（解約などの「支払系」手続きの場合）

契約者が認知症等で
手続きを行う意思表示が困難な状況に該当
↓
保険契約者代理人が当社に連絡
↓
第一フロンティア生命より、保険契約者代理人宛に
必要書類を送付



保険契約者代理人が必要書類を
第一フロンティア生命に提出
↓
第一フロンティア生命がお支払い可否を判断
↓
契約者または**保険契約者代理人**に
解約返還金等をお支払い

解約返還金等の請求にあたって必要な書類
① 保険契約者代理人の本人確認書類
② 契約者と保険契約者代理人の関係（続柄等）が確認できる書類
③ 当社所定の診断書　④ 当社所定の請求書

保険契約者代理人の口座でも受け取れます

⚠
・1回あたりの支払金額が、原則2,000万円以下の場合に限ります。
・年金受取の場合、契約者との続柄が「子」であることが必要です。

この場合、解約返還金等の財産の帰属先は契約者本人であることから、**契約者に**所得税・住民税が課税されます。

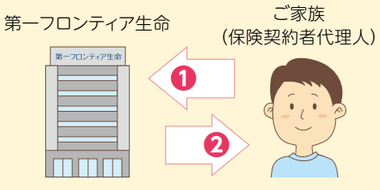
契約内容ご案内制度 について

契約の内容を保険契約者代理人と共有できます。

保険契約者代理人を指定する際、契約者ご本人に同意いただいたうえで、**保険契約者代理人に契約内容を開示**します。

❶ 契約内容や手続き方法の照会
契約者ご本人と同様に、保険契約者代理人からの問合せについて、
契約内容や手続き方法を説明させていただきます。

❷ 契約者の連絡先の確認等（契約者ご本人と連絡等が取れない場合）
契約者ご本人宛の通知が届かなかった場合や、連絡が取れない場合などに、
保険契約者代理人に第一フロンティア生命から連絡することがございます。



「フロンティアのご家族安心サポート」の内容についてくわしくは、右記のコード（第一フロンティア生命ホームページ）からご確認いただけます。

＊ここに記載の税務上のお取扱いは2026年6月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

契約概要

■この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

■この保険の正式名称は、「定期積立金付積立利率変動型終身保険(26)(通貨指定型)」です。

■指定通貨が外貨の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについて

■商号　第一フロンティア生命保険株式会社
■住所　〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1　日比谷フォートタワー
■電話　0120-876-126
■ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

2 この保険の特徴について

■この保険は、通貨、積立利率保証期間および契約年齢ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の終身保険です。

■通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。

■この保険には以下の2つのプランがあり、ご契約のお申込みの際にいずれかを指定いただきます。(ご契約後、プランの変更はできません。)

定期支払プラン	定期支払金を毎年受け取ることができるプランです。
定期積立プラン	定期積立金を毎年積み立て、任意のタイミングで引き出すことができるプランです。

■定期支払プランでは、「定期支払特則」▶P22を適用し、契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日(定期積立日)が到来した時に、被保険者が生存しているときには、そのつど定期支払金を定期支払金受取人へお支払いします。

■定期積立プランでは、定期積立日が到来した時にそのつど定期積立金を累計定期積立金に加算し、累計定期積立金は当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。なお、累計定期積立金の全部または一部を引き出すことができます。

■定期支払金額および定期積立金額はつぎのとおりとなります。
基本保険金額 × 定期積立率　によって計算される金額

■被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。指定通貨建の死亡保険金額が、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

■積立利率保証期間は、指定通貨が米ドル・円の場合は10年または30年、豪ドルの場合は10年または20年から契約年齢に応じて1つ指定いただきます。(ご契約後、積立利率保証期間の変更はできません。)

■積立利率保証期間は満了日の翌日に更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、最終の更新日に設定された当社所定の利率が、以後終身にわたり適用されます。なお、更新後の積立利率は更新後最低保証積立利率0.01%を下回りません。
※積立利率保証期間が10年の場合は91歳、20年の場合は81歳、30年の場合は76歳となります。

■積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更することができます。

■商品のしくみ図(イメージ)については、「定期支払プラン」▶P3・4・「定期積立プラン」▶P5・6をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

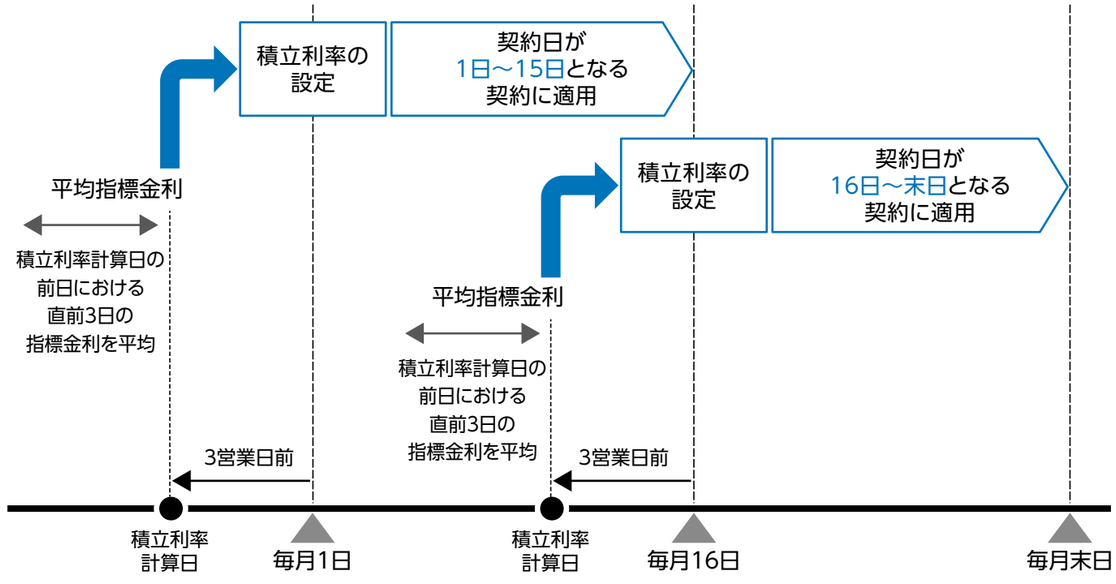
■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P31～34

4 積立利率について

■積立利率は、通貨の種類、積立利率保証期間および契約年齢（積立利率保証期間の更新が行われる場合は、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢）ごとに、毎月2回（1日と16日）設定されます。
積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。
なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 ＝ 平均指標金利 ＋ 調整率 ― 保険契約関係費率
指標金利 （▶P20の表もご参照ください）	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。「平均指標金利」とは、積立利率計算日（積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前）の前日における直前3日間（当社が指標金利を取得する3日間に限ります）の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、上限（+1.0%）および下限（−1.5%）を定めています。
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利>

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
米ドル	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
	30年	加重平均インデックス利回り（対象年限20年）
豪ドル	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年） ＋ 豪ドル10年金利スワップレート − 米ドル10年金利スワップレート ＋ ベーシススワップスプレッド（10年）
	20年	加重平均インデックス利回り（対象年限20年） ＋ 豪ドル20年金利スワップレート − 米ドル20年金利スワップレート ＋ ベーシススワップスプレッド（20年）
円	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年） ＋ 円10年金利スワップレート − 米ドル10年金利スワップレート ＋ ベーシススワップスプレッド（10年）
	30年	加重平均インデックス利回り（対象年限20年） ＋ 円20年金利スワップレート − 米ドル20年金利スワップレート ＋ ベーシススワップスプレッド（20年）

＊加重平均インデックス利回りとは、ICE Investment Grade USD Senior Industrial/Utility BBB Custom Indexの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回りのことをいいます。
また、インデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。
＊豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW））」、米ドル金利スワップレートは「米ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（SOFR））」、円金利スワップレートは「円金利スワップレート（固定受け、変動払い（TONA））」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。
＊ベーシススワップスプレッドとは、異なる通貨で金利を交換する際に市場で観測される調整率のことをいいます。なお、調整率の水準は通貨の種類や市場環境等により異なります。
＊通貨の種類が豪ドルまたは円の場合の利回りの算出は当社が行います。
＊指標金利（ICE Data Indices, LLCのインデックス）について、ICEはICE Data Indices, LLCまたはその関連会社のサービス／商標です。これらのインデックスおよび商標は、この保険に関連して第一フロンティア生命が使用するために、ICE Data Indices, LLCよりライセンスが付与されています。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をお読みください。
＊指標金利の推移は ▶P48 をご参照ください。

5 保障内容について

死亡保険金

■被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

■死亡保険金額は、被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額となります。

・基本保険金額および累計定期積立金額の合計額　・解約返還金額

＊「定期支払プラン」の場合、累計定期積立金額は常に「0（ゼロ）」になります。

■「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」▶P26を付加し、円建の定額終身保険に移行した後は以下のとおりとなります。

保険期間	死亡保険金額
終身保険移行日から2年後の年単位の応当日（移行後保障増額日）の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額（解約返還金額）
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

＊移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額を下回ることがあります。

■移行後基本保険金額は、終身保険移行日（特約申込日の翌日）に、特約申込日の解約返還金額の円換算額をもとに終身保険移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。

定期支払プラン 定期支払金

■契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日（定期積立日）に被保険者が生存している場合、定期支払金を定期支払金受取人にお支払いします。

■定期支払金額はつぎのとおりとなります。

基本保険金額 × 定期積立率　によって計算される金額

■定期積立率は、定期支払金の額を定める際に基準となる率です。契約日※における積立利率に応じて性・年齢・積立利率保証期間別に定め、積立利率保証期間の満了日まで適用します。ただし、定期積立日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、その定期積立日の前日に適用されていた定期積立率を適用します。

※積立利率保証期間を更新した場合は、積立利率保証期間更新日とします。

死亡保険金、定期支払金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

6 定期支払特則について

■この特則を適用することにより、定期積立金を累計定期積立金へ加算せず、定期積立日が到来した時に被保険者が生存しているときには、そのつど定期支払金を定期支払金受取人へお支払いすることができます。

■この特則は、ご契約の締結の際に限り、契約者からのお申出により適用できます。

■この特則のみの解約は取り扱いません。

7 累計定期積立金の引出しについて

■契約者は、累計定期積立金の全部または一部を引き出すことができます。なお、累計定期積立金を引き出す際には、市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません。

■累計定期積立金の引出しは、指定通貨で行います。

＊指定通貨が外貨の場合、「円貨支払特約」を付加することにより、円貨で累計定期積立金の引出しを行うことができます。▶P25

■一部を引き出す場合の最低金額は、指定通貨が米ドルの場合は500米ドル、豪ドルの場合は500豪ドル、円の場合は5万円となります。

■累計定期積立金を引き出す場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

＊第一フロンティア生命マイページにてお手続きを行うこともできます。

【ご参考】死亡保険金受取人の指定範囲（配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族）



8 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額（一時払保険料もしくは払込金額）

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。

最低

指定通貨で入金する場合

米ドル	豪ドル	円
10,000米ドル	10,000豪ドル	100万円

「保険料円貨入金特約」を付加する場合

円
100万円

「保険料外貨入金特約」を付加する場合

払込通貨：米ドル ／ 指定通貨：豪ドル	払込通貨：豪ドル ／ 指定通貨：米ドル
10,000米ドル	10,000豪ドル

*保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、円：1万円です。

最高

20億円相当額※

※ 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。

*同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して20億円相当額を超えることはできません。

保険期間

終身

契約年齢

0歳～90歳（契約日における被保険者の満年齢）

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢があります。

積立利率保証期間

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない積立利率保証期間があります。

指定通貨および契約年齢により、選択できる積立利率保証期間が異なります。

米ドル建	豪ドル建	円建
0歳～90歳：10年 0歳～75歳：30年	0歳～90歳：10年 0歳～80歳：20年	0歳～90歳：10年 0歳～75歳：30年

各積立利率保証期間ごとに積立利率を更新します。
ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。

※積立利率保証期間が10年の場合は91歳、20年の場合は81歳、30年の場合は76歳となります。

積立利率保証期間の更新回数

更新回数の上限は、積立利率保証期間および契約日の被保険者の年齢に応じて決まります。

●積立利率保証期間10年

契約年齢	0歳	1歳～10歳	11歳～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳
更新回数の上限	10回	9回	8回	7回	6回

契約年齢	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳～80歳	81歳～90歳
更新回数の上限	5回	4回	3回	2回	1回

●積立利率保証期間20年

契約年齢	0歳	1歳～20歳	21歳～40歳	41歳～60歳	61歳～80歳
更新回数の上限	5回	4回	3回	2回	1回

●積立利率保証期間30年

契約年齢	0歳～15歳	16歳～45歳	46歳～75歳
更新回数の上限	3回	2回	1回

定期支払金受取人（定期支払プラン）

ご契約者、被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定

*契約者と被保険者が別人の場合は、契約者または被保険者のみ指定可能です。
*定期支払金受取人は1名のみご指定できます。
*定期支払金受取人は、被保険者の同意を得て、変更できます。

死亡保険金受取人

被保険者の配偶者または3親等内の姻族・6親等内の血族から指定 ▶P22

累計定期積立金の引出し（定期積立プラン）

ご契約者のみ可能です。

累計定期積立金の一部引出し時の引出最低金額（定期積立プラン）

米ドル建	豪ドル建	円建
500米ドル	500豪ドル	5万円

*累計定期積立金を全部引き出す場合、最低金額の制限はありません。

保険料の払込方法

一時払のみ取り扱います。

解約

解約返還金をお受け取りいただけます。
なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。

基本保険金額の変更

増額

取り扱いません。

減額

基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。

*減額後の定期支払金額および定期積立金額は、減額後の基本保険金額をもとに計算されます。
*定期積立プランの場合、累計定期積立金額は減額されません。

契約者貸付

取り扱いません。

定期支払金を指定通貨で受け取る場合の留意点（定期支払プラン）

定期支払金額が300米ドル、300豪ドル以上であることが必要です。300米ドル、300豪ドル未満となる場合は、円貨でお受け取りいただきます（「定期支払金の円貨支払特約」を付加）。

9 付加できる特約について
（くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください）

保険料円貨入金特約

■保険料を円貨でお払い込みいただけます。
■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
＊着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

保険料外貨入金特約

■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。
■指定通貨への換算に適用する為替レート（クロスレート）は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
＊着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

円貨支払特約

■死亡保険金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。また、累計定期積立金の引出し時にも円貨で受け取ることができます。
■死亡保険金などのご請求の際に付加できます。
■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

定期支払プラン 定期支払金の円貨支払特約

■定期支払金を円貨で受け取ることができます。
■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。
■円貨への換算に適用する為替レートは、定期支払金ごとの定期積立日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、同一の積立利率保証期間における定期支払金であっても、円貨でのお受取額は変動します。
＊定期積立日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。
■定期支払金額が300米ドル、300豪ドル未満となる場合は、この特約を必ず付加していただきます。

定期支払プラン 定期支払金の上限額設定特約

■定期支払金（の円換算額）に上限額を設定し、定期支払金を円貨で受け取る場合に付加できます。
■上限額は、10万円以上（1万円単位）でご指定いただけます。また、上限額の変更も可能です。
＊上限額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

■定期支払金（の円換算額）が上限額を超えた場合には、超えた金額を繰越準備金として円貨で積み立てておき、次回以降の定期支払金（の円換算額）が上限額を下回った場合に積み立てておいた繰越準備金を上乗せして受け取ることができます。上乗せ後の金額が上限額以上となる場合は、超えた金額をそのまま繰り越します。
■繰越準備金は当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。
■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません（特約の解約時に繰越準備金が積み立てられているときは、契約者にお支払いします）。
■円貨への換算に適用する為替レートは、定期積立日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。
＊定期積立日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。
■死亡保険金または解約返還金を（「円貨支払特約」を付加して）お受け取りになる場合、繰越準備金が積み立てられているときは、繰越準備金を加えた金額を死亡保険金または解約返還金としてお支払いします。
＊外貨でお受け取りになる場合は、第一フロンティア生命所定の為替レート（為替手数料はかかりません）で外貨に換算した繰越準備金を加えた金額をお支払いします。

定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）

■契約日から起算して1年経過以後に付加でき、特約申込日の解約返還金額の円換算額をもとに円建の定額終身保険に移行することができます。
■円貨への換算に適用する為替レートは、特約申込日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
■移行後の死亡保険金額については▶P21をご参照ください。
■移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります（市場価格調整は行いません）。
■この特約を付加して円建の定額終身保険に移行した場合、以後の累計定期積立金への定期積立金の加算、または定期支払金のお支払いは終了します。
＊特約申込日は、この特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日）とします。
＊同一の被保険者について、円建の定額終身保険に移行後の移行後基本保険金額が、他に加入されている第一フロンティア生命の終身保険および養老保険の基本保険金額などと通算して20億円相当額▶P23を超える場合、超える部分に対応する解約返還金額の円換算額を契約者に支払います。

保険契約者代理特約 フロンティアのご家族安心サポート

■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。
■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。
■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。
■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

10 解約返還金額について

■ご契約を解約する場合の解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約返還金額 ＝ ［基本保険金額 ×（1 − 市場価格調整率）］ − 解約控除の額 ＋ 累計定期積立金額

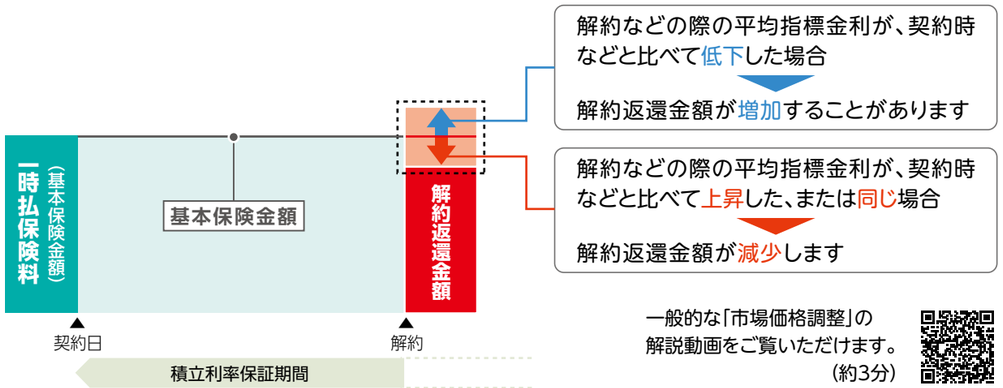
＊「定期支払プラン」の場合、累計定期積立金額は常に「0（ゼロ）」になります。

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

＊「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。

解約返還金額の増減イメージ（解約控除前） ＊累計定期積立金額は考慮しておりません。



一般的な「市場価格調整」の解説動画をご覧いただけます。（約3分）

■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。
ただし、解約返還金計算日が積立利率保証期間更新日と同日となる場合は、市場価格調整率は「0（ゼロ）」とします。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left\{ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日の平均指標金利} + 0.10\%} \right\}^{\frac{\text{月数}}{12}}$$

＊「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

＊「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）とし、この保険と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

＊「月数」とは、積立利率保証期間ごとに、積立利率保証期間の満了日までの月数（残存月数）に応じて以下のとおり計算されます。
・積立利率保証期間30年：
残存月数が120ヵ月以下の場合「残存月数×0.7」、121ヵ月以上の場合「残存月数×0.6+12ヵ月」
・積立利率保証期間10年または20年：
残存月数が120ヵ月以下の場合「残存月数」、121ヵ月以上の場合「残存月数×0.6+48ヵ月」
残存月数は1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。積立利率保証期間が更新されたとき、残存月数は更新後の積立利率保証期間の満了日までの月数となります。

＊解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日と16日）と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。このため、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の基本保険金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

〈基本保険金額に対して控除される率の例〉
契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合

・積立利率保証期間30年

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年
1.86%	1.80%	1.75%	1.69%	1.63%	1.57%	1.51%	1.45%	1.40%	1.34%
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.28%	1.22%	1.16%	1.10%	1.04%	0.98%	0.93%	0.87%	0.81%	0.75%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.69%	0.62%	0.55%	0.48%	0.41%	0.34%	0.28%	0.21%	0.14%	0.07%

・積立利率保証期間10年または20年

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.57%	1.51%	1.45%	1.40%	1.34%	1.28%	1.22%	1.16%	1.10%	1.04%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

■最終の積立利率保証期間更新日（▶P23 をご参照ください）以後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

解約控除の額 ＝ 基本保険金額 × 解約控除率（▶P31～33 をご参照ください）

■契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

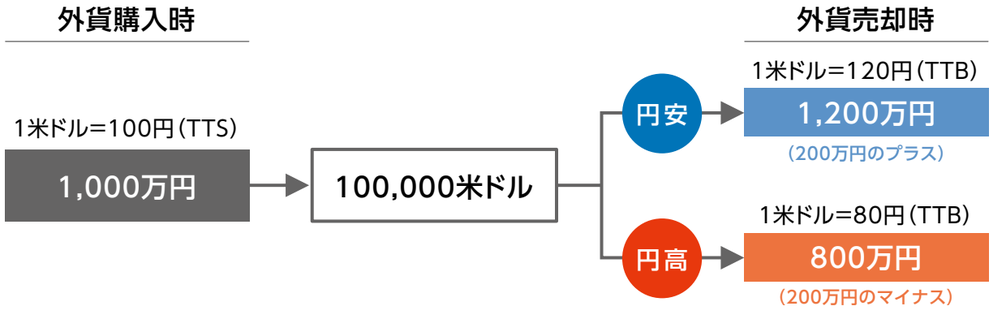
■以下における解約返還金額は、解約返還金計算日の基本保険金額に累計定期積立金額を加えた額と同額となります（市場価格調整はかからず、解約控除もかかりません）。
・積立利率保証期間更新日　・最終の積立利率保証期間更新日以後

⚠
- 市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

11 為替リスクについて

■くわしくは ▶P34をご参照ください。

為替の影響の例（米ドルの場合）



●TTS（対顧客電信売相場）…お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
●TTB（対顧客電信買相場）…お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

＊為替相場に変動がない場合（TTMが同値の場合）でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

＊TTM（対顧客電信売買相場仲値）…TTS（対顧客電信売相場）とTTB（対顧客電信買相場）の中間の値です。

12 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ▶P31～34をご参照ください。

13 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

14 更新時の指定通貨の変更（通貨スイッチ）について

■積立利率保証期間の更新に際して、つぎの範囲で指定通貨を変更することができます。なお、最終の更新時を除き、変更前と変更後の積立利率保証期間が同一となる場合のみ取り扱います。

・米ドルから、豪ドルまたは円への変更
・豪ドルから、米ドルまたは円への変更

＊円から米ドル・豪ドルへの変更は取り扱いません。

■指定通貨を変更した場合、死亡保険金・定期支払金などのお支払いおよび累計定期積立金への定期積立金の加算は、すべて変更後の指定通貨で行います。ただし、更新日に支払われる定期支払金および累計定期積立金に加算される定期積立金は、変更前の指定通貨となります。

■更新後の基本保険金額は、変更前の指定通貨の基本保険金額を、積立利率保証期間更新日※における第一フロンティア生命所定の為替レート▶P33・34を用いて変更後の指定通貨に換算した金額となります。

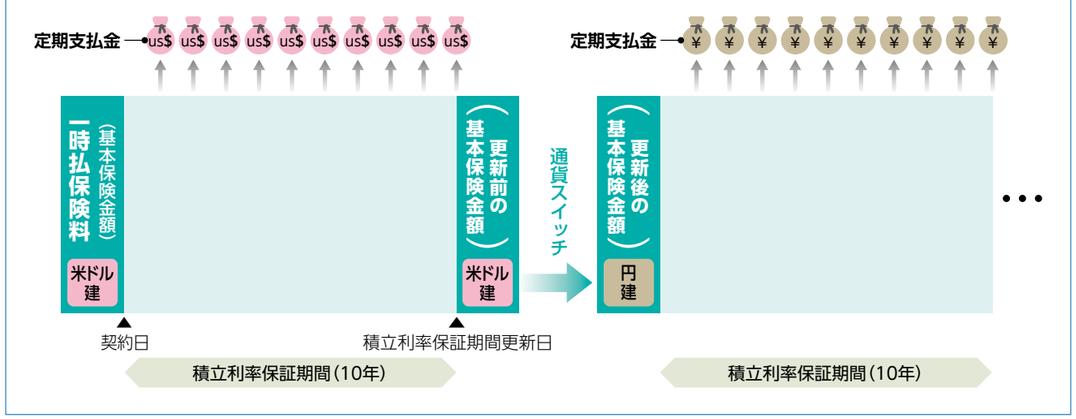
＊更新後の基本保険金額が第一フロンティア生命所定の金額に満たない場合は、指定通貨の変更は取り扱いません。

■指定通貨を変更した場合、累計定期積立金の通貨も同時に変更されます。累計定期積立金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における変更前の指定通貨の累計定期積立金額および指定通貨を変更した積立利率保証期間更新日に累計定期積立金に加算される変更前の指定通貨の定期積立金額の合計額を、その積立利率保証期間更新日※における第一フロンティア生命所定の為替レート▶P33・34を用いて変更後の指定通貨に換算した金額と同額としたうえで取り扱います。

※その日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。

■最終の積立利率保証期間更新日（▶P23をご参照ください）後は、指定通貨の変更は取り扱いません。

通貨スイッチの例（定期支払プラン、積立利率保証期間10年、米ドル➡円の場合）



注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ⚠お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

積立利率保証期間中

■積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（=保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

■ご契約を解約・減額する場合や、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して定額終身保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項　目	費　用	時　期
解約控除 ご契約の解約などの際に必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数、契約年齢および 適用されている積立利率に応じた 解約控除率を乗じた金額 （注）解約控除率は ▶P31～33 参照	ご契約の解約などの際に控除します。

解約控除率　*契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

〈米ドル建・豪ドル建〉

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
0歳〜75歳	2.50%以上	6.00%	5.40%	4.80%	4.20%	3.60%
	2.00%以上2.50%未満	5.40%	4.86%	4.32%	3.78%	3.24%
	1.50%以上2.00%未満	4.60%	4.14%	3.68%	3.22%	2.76%
	1.50%未満	3.90%	3.51%	3.12%	2.73%	2.34%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	2.50%以上	3.00%	2.40%	1.80%	1.20%	0.60%
	2.00%以上2.50%未満	2.70%	2.16%	1.62%	1.08%	0.54%
	1.50%以上2.00%未満	2.30%	1.84%	1.38%	0.92%	0.46%
	1.50%未満	1.95%	1.56%	1.17%	0.78%	0.39%

▶次ページへ

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
76歳〜80歳	2.50%以上	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%
	2.00%以上2.50%未満	4.30%	3.87%	3.44%	3.01%	2.58%
	1.50%以上2.00%未満	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
	1.50%未満	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	2.50%以上	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
	2.00%以上2.50%未満	2.15%	1.72%	1.29%	0.86%	0.43%
	1.50%以上2.00%未満	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	1.50%未満	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
81歳〜85歳	2.50%以上	3.60%	3.24%	2.88%	2.52%	2.16%
	2.00%以上2.50%未満	2.90%	2.61%	2.32%	2.03%	1.74%
	1.50%以上2.00%未満	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%
	1.50%未満	2.20%	1.98%	1.76%	1.54%	1.32%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	2.50%以上	1.80%	1.44%	1.08%	0.72%	0.36%
	2.00%以上2.50%未満	1.45%	1.16%	0.87%	0.58%	0.29%
	1.50%以上2.00%未満	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%
	1.50%未満	1.10%	0.88%	0.66%	0.44%	0.22%

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数				
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
86歳〜90歳	2.50%以上	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%
	2.00%以上2.50%未満	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%
	1.50%以上2.00%未満	1.80%	1.62%	1.44%	1.26%	1.08%
	1.50%未満	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	2.50%以上	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%
	2.00%以上2.50%未満	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%
	1.50%以上2.00%未満	0.90%	0.72%	0.54%	0.36%	0.18%
	1.50%未満	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%

▶次ページへ

解約控除率　＊契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

〈円建〉

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数 1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
0歳〜75歳	2.70%以上	4.10%	3.69%	3.28%	2.87%	2.46%
	2.10%以上2.70%未満	3.60%	3.24%	2.88%	2.52%	2.16%
	1.00%以上2.10%未満	2.50%	2.25%	2.00%	1.75%	1.50%
	1.00%未満	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	2.70%以上	2.05%	1.64%	1.23%	0.82%	0.41%
	2.10%以上2.70%未満	1.80%	1.44%	1.08%	0.72%	0.36%
	1.00%以上2.10%未満	1.25%	1.00%	0.75%	0.50%	0.25%
	1.00%未満	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%

契約年齢	適用されている積立利率	経過年数 1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
76歳〜90歳	3.20%以上	3.60%	3.24%	2.88%	2.52%	2.16%
	2.10%以上3.20%未満	2.50%	2.25%	2.00%	1.75%	1.50%
	1.00%以上2.10%未満	1.90%	1.71%	1.52%	1.33%	1.14%
	1.00%未満	1.30%	1.17%	1.04%	0.91%	0.78%
	適用されている積立利率	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
	3.20%以上	1.80%	1.44%	1.08%	0.72%	0.36%
	2.10%以上3.20%未満	1.25%	1.00%	0.75%	0.50%	0.25%
	1.00%以上2.10%未満	0.95%	0.76%	0.57%	0.38%	0.19%
	1.00%未満	0.65%	0.52%	0.39%	0.26%	0.13%

円建の終身保険への移行後

「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して円建の定額終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

＊上記の費用は、終身保険移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

通貨を換算する場合の費用

つぎの場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

►次ページへ

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート		TTM＋50銭
「円貨支払特約」における為替レート	累計定期積立金の引出し	TTM（為替手数料はかかりません）
	その他	TTM－50銭
「定期支払金の円貨支払特約」における為替レート		TTM（為替手数料はかかりません）
「定期支払金の上限額設定特約」における為替レート		
「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」における為替レート		TTM－50銭

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート（クロスレート）
（払込通貨のTTM－25銭）÷（指定通貨のTTM+25銭）

③積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合

指定通貨を別の外貨に変更する場合の為替レート
（変更前の指定通貨のTTM－25銭）÷（変更後の指定通貨のTTM+25銭）

指定通貨を円に変更する場合の為替レート
TTM－50銭

＊上記の為替レートは、2026年10月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、定期支払金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

＊上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠この保険のリスクは以下のとおりです

解約・減額する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約を解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて（損失が生じるおそれ）

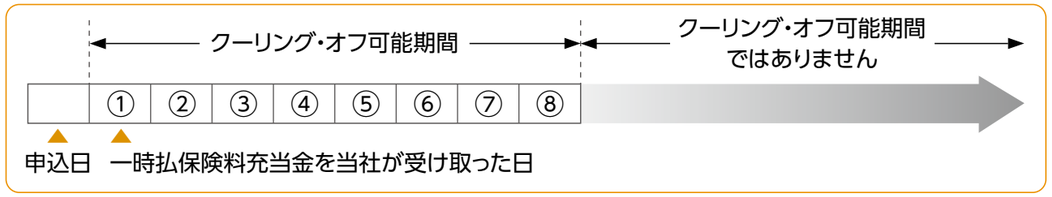
為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

3 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、電磁的記録または書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



■クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください（右記のコードより直接アクセスいただけます）。

こちらから
アクセス

＊電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページの場合）によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

②書面によるお申出の場合、郵便（はがき、封書）により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

＊書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	第一（ダイイチ）　太郎（タロウ）　＊フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567　○○県○○市××1-2-3　TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	10,000,000（米ドル・豪ドル・円） ＊上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
（推奨） 申込番号または証券番号	申込番号:12-345-678901-23 ／ 証券番号:S1234-56789-01 ＊確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
（任意） お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 ＊ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

送り先　〒141-8712　日本郵便株式会社　大崎郵便局　郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社　お客さまサービスセンター

■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

＊外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

■🇺🇸🇦🇺したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨※3	円貨※4
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※5	外貨※6

※3 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。

※4 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※5 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※6 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料
②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料
④為替差損（益）

＊「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

■ご契約の更新またはご契約の内容変更（保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、クーリング・オフはできません。

4 告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

＊申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 ご契約時に適用される積立利率は、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）における積立利率となります

■積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。

■お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

■積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

6 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7 死亡保険金・定期支払金などをお支払いできない場合があります

■死亡保険金の免責事由に該当した場合（ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき）

■重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人もしくは定期支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど）

■「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して定額終身保険に移行後、戦争その他の変乱により被保険者が死亡した場合

■死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

■解約返還金額はつぎの影響をうけます。

①市場価格調整　②解約控除　③ 円貨に換算した金額は解約時の為替レート

解約返還金額の計算方法などくわしくは ▶P27・28 をご参照ください。

9  この保険には為替リスクがあります

■くわしくは ▶P34 をご参照ください。

10 保険金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額、定期支払金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額、定期支払金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL：03-3286-2820
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

13 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（生命保険協会ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/）

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

14 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

■お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。

■第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

■死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

15 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-876-126 営業時間 9:00～17:00
（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

16 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2026年6月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

＊所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご留意ください。

＊最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

＊「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。

＊「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。

＊「円貨支払特約」、「定期支払金の円貨支払特約」、「定期支払金の上限額設定特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合で、当社が、死亡保険金、定期支払金などを円貨でお支払いしたときまたは保険契約者が累計定期積立金を円貨で引き出したときは、そのお支払いした金額または引き出した金額に基づき課税されます。

項　目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
死亡保険金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB （円換算日最終の対顧客電信買相場）
	所得税（一時所得）となる場合		TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
累計定期積立金の引出し		請求書類が当社に到着した日	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
定期支払金	所得税（雑所得）の対象となる場合	定期積立日	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）
	贈与税の対象となる場合		TTB （円換算日最終の対顧客電信買相場）
解約返還金		解約返還金計算日 （請求書類の受付日）	TTM （円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値）

＊受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

＊受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）であること。

保険期間中

■解約・減額時の差益に対する課税

解約返還金額から必要経費※1を差し引いた金額が、所得税（一時所得※2）＋住民税の対象となります。

※1 一時払保険料から、「それまでに受け取った定期支払金額」「累計定期積立金からそれまでに引き出した額」「減額部分の解約返還金額」に対する必要経費相当額が差し引かれます。

■死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※2）＋住民税
ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

＊契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）<相続税法第12条>」が適用されます。

※2 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

■ 定期支払プラン 定期支払金受取時の課税

・ご契約者と定期支払金受取人が同一人の場合、毎年受け取る定期支払金額から必要経費※3を差し引いた金額が、所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。

※3 必要経費は以下のとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{定期支払金額} \times \text{必要経費率}\left(= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{基本保険金額}^{※4} + \text{定期支払金受取予定総額}^{※5}}\right)$$

※4 指定通貨が外貨の場合、第1回の定期積立日における為替レート（TTM）で円換算した金額となります。

※5 第1回の定期支払金額および第1回の定期積立日における性・年齢に応じた平均余命を用いて算出します。

＊必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。

＊2回目以降の定期支払金受取時の必要経費の計算の際にも、第1回と同じ必要経費率を使います。

必要経費は、第一フロンティア生命よりお届けする「お支払明細」で確認できます。
お支払明細の「必要経費等」をご参照ください。（イメージ ▶P10）

・ご契約者と定期支払金受取人が別人の場合、贈与税の対象となります。

注意喚起情報

定期積立プラン 累計定期積立金引出し時の課税

累計定期積立金から引き出した額に応じてつぎのとおり取り扱われます。なお、必要経費は累計定期積立金から引き出した額に相当する保険料となります。

累計定期積立金から引き出した額が一時払保険料相当額※1以下の場合	課税の対象となりません。
累計定期積立金から引き出した額が一時払保険料相当額※1をこえた場合	累計定期積立金から引き出した額と一時払保険料相当額※1の差額について、所得税（一時所得）※2 ＋ 住民税の対象となります。

＊定期積立金を累計定期積立金に毎年加算する際には課税されません。

※1 一時払保険料相当額は、過去に所得税（一時所得）の必要経費とした金額（基本保険金額を減額された場合は、その解約返還金額に相当する保険料を含む）を差し引いた金額（マイナスの場合は0）となります。

※2 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

【ご参考】定期支払プランの課税対象額の計算例（定期支払金受取時・解約返還金受取時）

〈前提条件〉

外貨建、女性、70歳（契約年齢）、一時払保険料（基本保険金額）の円換算額：1,000万円、
定期支払金額の円換算額※3：30万円

＊減額はしていないものとします。

※3 為替相場の変動により、実際の定期支払金額の円換算額は毎回変動しますが、この計算例においては一定と仮定します。

① 定期支払金受取時

雑所得金額 ＝ 300,000円（定期支払金額の円換算額） − 213,000円（必要経費Ⓐ） ＝ 87,000円

$$\text{必要経費Ⓐ} = 300{,}000\text{円} \times \left(\frac{1{,}000\text{万円}}{1{,}000\text{万円} + 420\text{万円}\ (30\text{万円} \times 14\text{年※4})} \right) = 213{,}000\text{円}$$

※4 第1回の定期積立日の被保険者年齢（71歳）の余命年数

② 解約返還金受取時

～5回目の定期支払金を受け取った後に解約、解約返還金額の円換算額950万円を受け取った場合～

$$\text{一時所得の課税対象額} = (\ \underset{\text{解約返還金額の円換算額}}{950\text{万円}} - \underset{\text{必要経費Ⓑ}}{893.5\text{万円}} - \underset{\text{特別控除}}{50\text{万円}}\) \times \frac{1}{2} = 32{,}500\text{円}$$

$$\text{必要経費Ⓑ} = \underset{\text{一時払保険料の円換算額}}{1{,}000\text{万円}} - \underset{\text{それまでに受け取った定期支払金額の必要経費※5}}{106.5\text{万円}} = 893.5\text{万円}$$

※5 必要経費Ⓐ213,000円 × 5回 ＝ 106.5万円とします。実際のご契約においては、為替相場の変動により定期支払金額の円換算額が毎回変動するため、必要経費の額も変動します。

＊減額時の課税対象額の計算は上記と異なります。

＊他の一時所得はないものと仮定しています。

【ご参考】定期積立プランの課税対象額の計算例（累計定期積立金引出し時・解約返還金受取時）

〈前提条件〉

外貨建、一時払保険料（基本保険金額）の円換算額：1,000万円、定期積立金額の円換算額※6：30万円
累計定期積立金から引き出した額　初回：30万円、2回目：30万円、3回目以降も任意の金額で引出し

＊減額はしていないものとします。

※6 為替相場の変動により、実際の定期積立金額の円換算額は毎回変動しますが、この計算例においては一定と仮定します。

① 累計定期積立金引出し時

（1）初回引出し時（累計定期積立金から30万円引出し）

一時所得の課税対象額 ＝ 30万円（引き出した額） − 30万円（必要経費©※7） ＝ 0円

（2）2回目引出し時（累計定期積立金から30万円引出し）

一時所得の課税対象額 ＝ 30万円（引き出した額） − 30万円（必要経費©※7） ＝ 0円

（3）引き出した額の合計が1,000万円に達した後、累計定期積立金から80万円引出し

$$\text{一時所得の課税対象額} = (\ \underset{\text{引き出した額}}{80\text{万円}} - \underset{\text{必要経費Ⓓ※8}}{0\text{万円}} - \underset{\text{特別控除}}{50\text{万円}}\) \times \frac{1}{2} = 15\text{万円}$$

$$\text{必要経費Ⓓ} = \underset{\text{一時払保険料}}{1{,}000\text{万円}} - \underset{\text{過去に一時所得の必要経費とした金額}}{1{,}000\text{万円}} = 0\text{円}$$

※7 累計定期積立金から引き出した額の合計が一時払保険料に達するまでの引出し時は、必要経費 ＝ 引き出した額 となります。

※8 累計定期積立金から引き出した額の合計が一時払保険料に達してからの引出し時は、必要経費 ＝ 0 となります。

② 解約返還金受取時

～累計定期積立金から30万円ずつ5回引き出した後に解約、解約返還金額の円換算額950万円を受け取った場合～

$$\text{一時所得の課税対象額} = (\ \underset{\text{解約返還金額の円換算額}}{950\text{万円}} - \underset{\text{必要経費Ⓔ}}{850\text{万円}} - \underset{\text{特別控除}}{50\text{万円}}\) \times \frac{1}{2} = 25\text{万円}$$

$$\text{必要経費Ⓔ} = \underset{\text{一時払保険料の円換算額}}{1{,}000\text{万円}} - \underset{\text{累計定期積立金から引き出した額に対する必要経費の合計※9}}{150\text{万円}} = 850\text{万円}$$

※9 必要経費©30万円 × 5回 ＝ 150万円とします。実際のご契約においては、為替相場の変動により定期積立金額の円換算額が毎回変動します。

＊減額時の課税対象額の計算は上記と異なります。

＊他の一時所得はないものと仮定しています。

余命年数表（所得税法施行令 別表より抜粋）

*定期支払金受取予定総額は、第1回の定期積立日における性・年齢に応じた平均余命を用いて算出します。したがって、当商品では被保険者の性・年齢に応じて1歳～91歳までの余命年数を使用します（契約年齢が0歳～90歳のため）。

年齢	余命年数	
	男性	女性
1歳	74年	79年
2歳	73年	78年
3歳	72年	77年
4歳	71年	77年
5歳	70年	76年
6歳	69年	75年
7歳	68年	74年
8歳	67年	73年
9歳	66年	72年
10歳	65年	71年
11歳	64年	70年
12歳	63年	69年
13歳	62年	68年
14歳	61年	67年
15歳	60年	66年
16歳	59年	65年
17歳	58年	64年
18歳	57年	63年
19歳	56年	62年
20歳	55年	61年
21歳	54年	60年
22歳	53年	59年
23歳	52年	58年

年齢	余命年数	
	男性	女性
24歳	51年	57年
25歳	50年	56年
26歳	50年	55年
27歳	49年	54年
28歳	48年	53年
29歳	47年	52年
30歳	46年	51年
31歳	45年	50年
32歳	44年	49年
33歳	43年	48年
34歳	42年	47年
35歳	41年	46年
36歳	40年	45年
37歳	39年	44年
38歳	38年	43年
39歳	37年	42年
40歳	36年	41年
41歳	35年	40年
42歳	34年	39年
43歳	33年	38年
44歳	32年	37年
45歳	32年	36年
46歳	31年	36年

年齢	余命年数	
	男性	女性
47歳	30年	35年
48歳	29年	34年
49歳	28年	33年
50歳	27年	32年
51歳	26年	31年
52歳	25年	30年
53歳	25年	29年
54歳	24年	28年
55歳	23年	27年
56歳	22年	26年
57歳	21年	25年
58歳	20年	25年
59歳	20年	24年
60歳	19年	23年
61歳	18年	22年
62歳	17年	21年
63歳	17年	20年
64歳	16年	19年
65歳	15年	18年
66歳	14年	18年
67歳	14年	17年
68歳	13年	16年
69歳	12年	15年

年齢	余命年数	
	男性	女性
70歳	12年	14年
71歳	11年	14年
72歳	10年	13年
73歳	10年	12年
74歳	9年	11年
75歳	8年	11年
76歳	8年	10年
77歳	7年	9年
78歳	7年	9年
79歳	6年	8年
80歳	6年	8年
81歳	6年	7年
82歳	5年	7年
83歳	5年	6年
84歳	4年	6年
85歳	4年	5年
86歳	4年	5年
87歳	4年	4年
88歳	3年	4年
89歳	3年	4年
90歳	3年	3年
91歳	3年	3年

【ご参考】確定申告が不要となるケース

・年金所得者

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。
以下の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。（公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限ります。）

①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

・給与所得者

給与所得者は以下の条件等に当てはまる場合、確定申告は必要ありません。

①給与等の収入金額が2,000万円以下
②給与所得および退職所得以外の所得金額（個人年金等）が20万円以下

*①の金額が年金所得者は400万円以下、給与所得者は2,000万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。

*②の所得金額とは①以外の総収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。

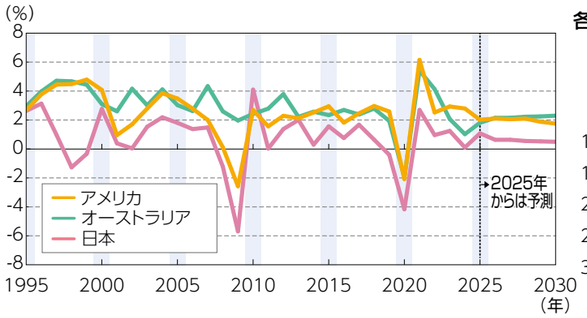
*住民税については、申告が必要となる場合があります。

*確定申告が不要となるケースや税務上の取扱いなど、くわしくは国税庁ホームページなどをご参照ください。

MEMO

アメリカ・オーストラリアの魅力

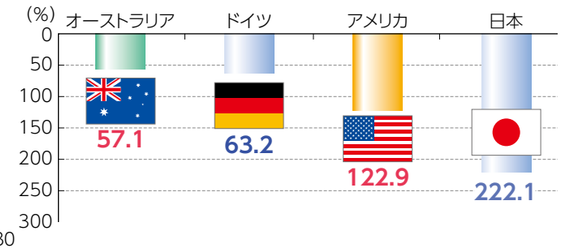
日本より高い経済成長率（日本との比較）



IMF「World Economic Outlook Database, October 2025」をもとに作成

比較的良好な財政状況

各国の政府債務残高の名目GDP比（2024年）



OECD「Economic Outlook No117-June 2025」をもとに作成
（小数第2位以下を四捨五入）

アメリカ（米ドル）

世界一の経済大国

名目GDP（2024年）

外務省経済局
「主要経済指標（2025年9月）」

世界の基軸通貨

外国為替市場に占める取引高比率
（2025年4月）

国際決済銀行（BIS）
「Triennial Central Bank Survey
（2025年9月改訂）」

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口（1990年～2050年）

OECD Data Explorerをもとに作成

オーストラリア（豪ドル）

豊富な天然資源

主な鉱物資源生産量世界シェア（2024年）

*リチウムは、リチウムイオン電池の材料などで使用

USGS
「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2025」

高い食料自給率

食料自給率（カロリーベース）（2022年）

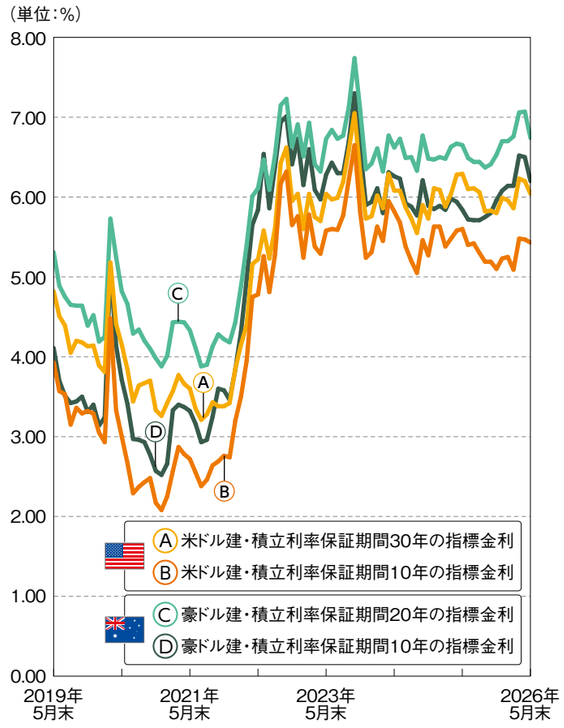
農林水産省
「令和6年度食料需給表」

今後も人口増加の見込み

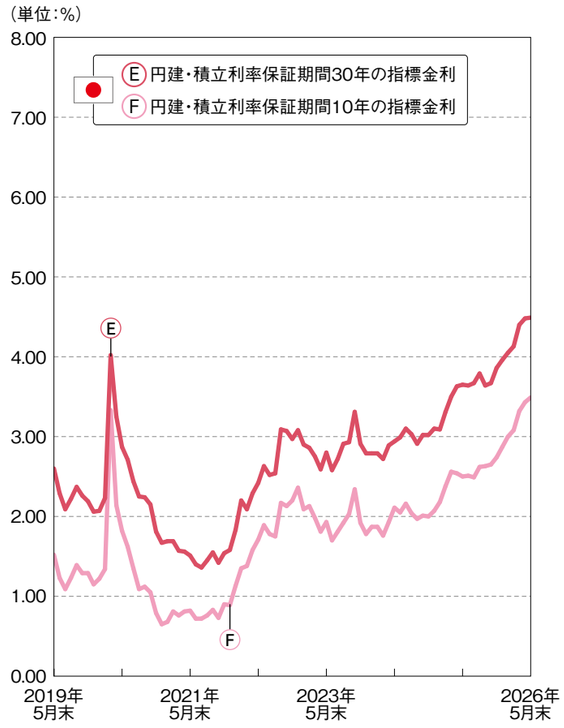
人口推移・将来推計人口（1990年～2050年）

OECD Data Explorerをもとに作成

積立利率の算出のもとになる「指標金利」▶P19・20の推移（2019年5月～2026年5月末）

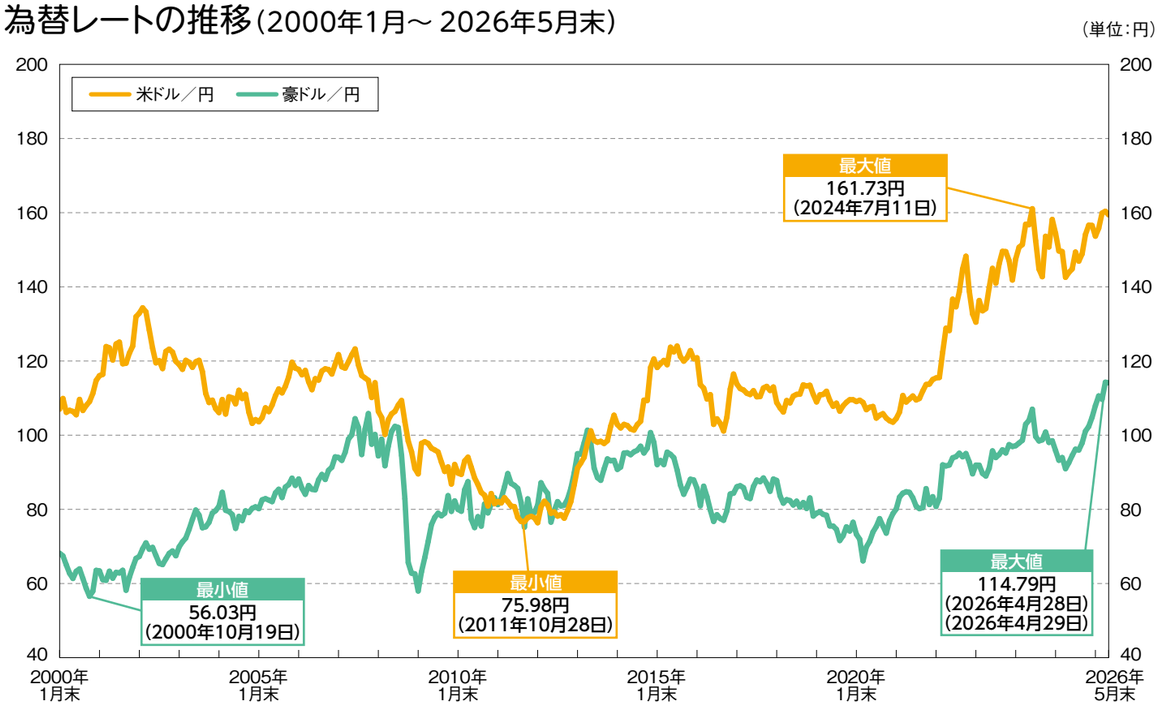


ICE Data Indices, LLCから提供されたデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ（月末値）を集計



ICE Data Indices, LLCから提供されたデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ（月末値）を集計

為替レートの推移（2000年1月～ 2026年5月末）



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、日次データ（TTM）より月末値を抽出してグラフを作成（最大値、最小値は日次データを集計）

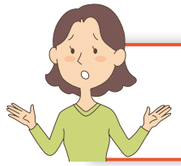
お客さまからのお申出（苦情）事例のご紹介　～お申込　み前にご確認ください～



第一フロンティア生命と契約した覚えはない。

預金ではありません

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。



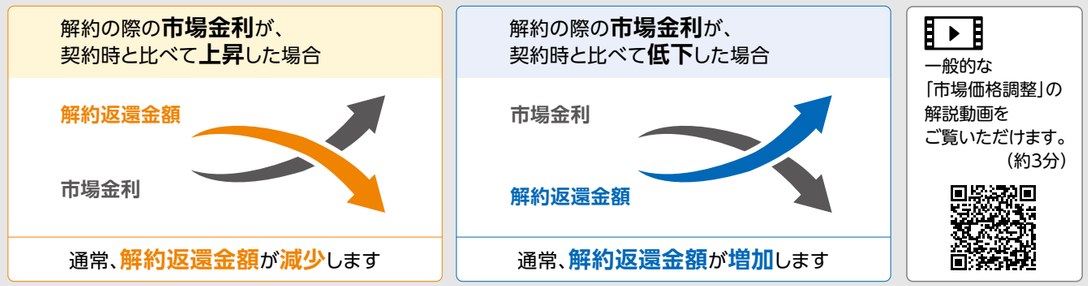
一定期間経過すれば、解約しても元本が保証されると思った。

解約時の最低保証はありません

解約返還金額は、
①契約時費用・解約控除等の費用　②市場価格調整※　などの影響を受けます。

※市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。
*解約返還金額について、くわしくは ▶P27・28 をご参照ください。

〈上記②市場価格調整（解約返還金額の増減）イメージ〉



そのため、解約・減額した場合の受取金額は、指定通貨建で元本割れすることがあります。
また、最低保証はありません。

⚠ 円建のご契約でも、元本割れすることがあり、また最低保証はありません。

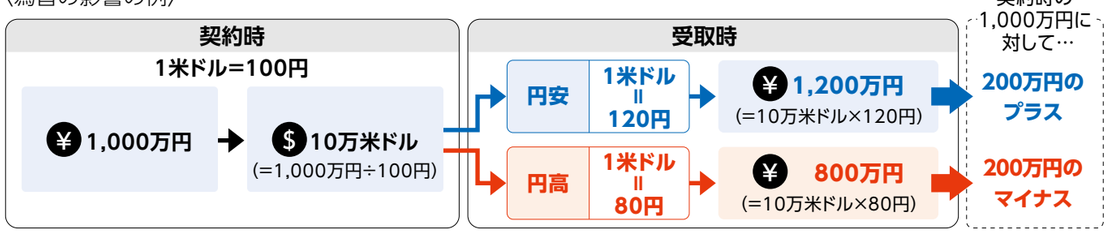


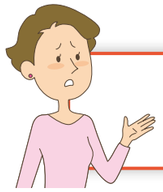
死亡保険金額や年金原資額、年金受取総額などは、円ベースで最低保証されると思った。

外貨建 為替リスクがあります

外貨建の契約の場合、為替レートの変動により、受取金額が円ベースで元本割れすることがあります。

〈為替の影響の例〉





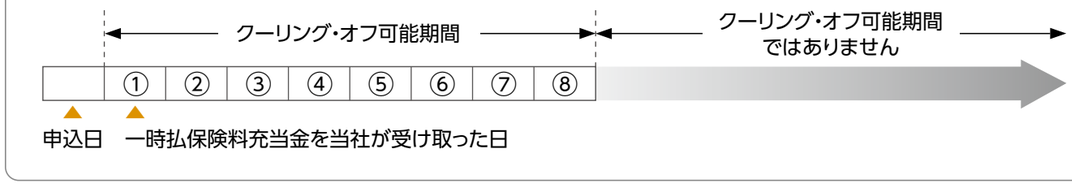
対象期間を勘違いしてしまい、クーリング・オフができなかった。

クーリング・オフは8日以内

お申込者またはご契約者は、
ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※であれば、電磁的記録または書面によりクーリング・オフができます。

※8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

〈クーリング・オフ可能期間のイメージ〉



*クーリング・オフについて、くわしくは ▶P35・36 をご参照ください。



現在の契約を解約し、新たに保険契約の申込みをしたが、また費用がかかるなんて聞いてなかった。

不利益が発生する可能性

ご契約中の保険契約を解約して再加入した場合、各種の費用等を再度負担していただくことになります。
このほかにもご契約を乗り換えると、
商品性などによりお客さまにさまざまな不利益が発生する可能性があります。

*現在契約している生命保険を解約または減額し、新たに別の生命保険を契約することを「乗換え」といいます。

「乗換え」により不利益となる可能性のある主な事項

ご契約中の保険契約の解約に伴う不利益	新たな保険契約への加入についての不利益
・費用（解約控除等）の負担 ・新規契約成立までの保障の途切れ ・為替変動や市場価格調整等による解約返還金額の元本割れ ・定期支払金や配当の請求権の消失 など	・ご契約中の保険契約と比べて保険金額等が減少すること ・費用（契約時費用等）の再負担 ・市場環境（為替・金利など）の変化により、ご契約中の保険契約より契約条件が不利になること など

一般的な「生命保険の乗換えにおける注意事項」の解説動画をご覧いただけます。（約3分）

*上記は不利益となる可能性のある主な事項を記載したものであり、実際に不利益となるすべての事項を記載しているわけではありません。

ご不明な点等ございましたら、お申込みの前に、生命保険募集人にご確認ください。